

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第●条の規定による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第三百十条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができ。ただし、当該銀行が、第●条の規定による改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。

(銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴

う経過措置)

第三条 第●条の規定による改正後の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二百八十八条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができる。ただし、当該銀行持株会社が、第●条の規定による改正前の銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。

(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第●条の規定による改正後の信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当

であるかどうかを判断するための基準第三百十條第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができるとする。ただし、当該信用金庫又は信用金庫連合会が、第●条の規定による改正前の信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。

（協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第五條 第●条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条において「新信組告示」という。）第二百五十四條第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近

十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができる。ただし、当該信用協同組合等（新信組告示第一条第二号に規定する信用協同組合等をいう。）が、第●条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。

（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第●条の規定による改正後の最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下この条において「新最終指定親会社告示」という。）第二百八十八条第一項第一号イの規定の適用については、当分の間、同号イの規定中「直近十年間」とあるのは「直近五年間」とすることができる。ただし、当該最終指定親会社（新最終指定親会社告示第一条第七号トに規定する最終指定親会社をいう。）が、

第●条の規定による改正前の金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準に基づき、オペレーショナル・リスク相当額の算出において先進的計測手法を用いていない場合に限る。